別記様式第２号

処　分　基　準

令和３年１月１３日作成

法　令　等　名	古物営業法
根　拠　条　項	第６条第１項及び第２項
処分の概要	古物商等の許可の取消し
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	古物営業法　第４条（許可の基準）
処　分　基　準	古物営業法第６条第１項各号又は第２項に該当する場合、以下のように帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、許可を取り消すこととする。 ・　法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が法第４条第１号から第８号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問い合わせ先	生活安全部保安課営業第三係 （電話０６－６９４３－１２３４　内線３１７９１）
備　　考	